

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 1 回 地域生活支援部会

開催日時：令和 7 年 6 月 26 日（木）10:00～12:00

場 所：堺市役所 6 階 会議室 A

次 第

1 委員の紹介

資料 1

2 部会設置について

資料 2 -1

資料 2 -2

3 堺市における地域生活支援拠点等の整備状況

資料 3

4 他自治体事例の共有について

資料 4

5 拠点等の役割整理について

6 その他

第 2 回 地域生活支援部会 令和 年 月 日（ ）： ～

地域生活支援部会 委員名簿

機関等	委員氏名	所属
障害福祉サービス事業者 (部会長)	林 陽二郎	堺障害児（者）施設部会
地域生活支援拠点等を担う 短期入所事業所	増渕 一郎	社会福祉法人こころの窓 ショートステイあかね
地域生活支援拠点等を担う 短期入所事業所	築山 ひさよ	社会福祉法人障友会 ショートステイうてな
相談支援事業者 (主任相談支援専門員)	赤石沢 はるか	社会福祉法人堺あすなろ会 フィットウェル
相談支援事業者	上田 準	堺市障害者相談支援専門員協会
相談支援事業者	永吉 真由	総合相談情報センター
区協議会	御田 哲夫	東区基幹相談支援センター
事務局	波元・岩橋・佐々木	障害施策推進課
事務局	中野・森	障害支援課
事務局補助	上田	総合相談情報センター

地域生活支援支援部会について

地域生活支援部会

構成員

障害者（児）施設部会、地域生活支援拠点等を担う短期入所事業所、主任相談支援専門員、相談支援事業者、区障害者自立支援協議会等

内容

- ◆ 地域生活支援拠点等の仕組みや体制整備について議論を進めるため、令和6年度に設置した準備会を経て部会設置
- ◆ 地域生活支援拠点等の機能を評価し、体制整備、機能強化の推進に向けた協議を行う

スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
構成員調整		部会第1回		第1回本部会				部会第3回		第2回本部会	
		役割の整理①		役割の整理②				施策の検討・提案		施策の検討・提案	
		・現在の拠点等の評価 ・他自治体事例の共有 ・拠点等の役割整理		・拠点等の役割整理 ・課題の洗い出し ・方向性の検討				・方向性の検討 ・枠組みの検討		・枠組みの検討 ・提案内容の確定（必要に応じる。）	

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定。）第3条に定める部会の運営について、全ての障害者（児）等が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とした地域生活支援拠点等の整備、機能強化を推進及び評価することを目的に、地域生活支援部会（以下「部会」）の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(組織)

第2条 この部会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」）の専門部会とする。

(構成)

第3条 部会は、市協議会、区協議会により選出された委員によって構成する。必要に応じて、委員を補完する者を置くことができる。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

(役員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

(選出方法及び職務)

第5条 部会長及び副部会長は、市協議会会長の推薦により選出する。

2 部会長は、部会を代表し、市協議会へ出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員（市職員のうちから任命され、または委嘱された委員を除く。）の任期は、各年度の2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関連する会議の関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

3 会議の開催回数は、年3回程度とする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

地域生活支援拠点等について

令和 7 年 6 月 26 日
令和 7 年度 第 1 回 地域生活支援部会

地域生活支援拠点等とは

【概要】

- 地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行を推進するための 4つの機能（「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」）のこと。地域の実情に応じて、整備を行うものとなっている。

【目的】

- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することにより、障害者等の地域での生活を支援する。



拠点等の整備は、施設を整備することではなく、障害福祉サービス等の提供体制（仕組み）を整備すること

拠点等に係る国の動向

【障害者総合支援法の改正内容】（拠点等に関連する内容）

- 令和4年12月の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、拠点等について、法律上に明記された（第77条第3項及び第4項）
- 市町村における拠点等の整備が努力義務化され、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記された

【国の基本指針】（第7期障害福祉計画における拠点等に関連する項目）

成果目標③ 地域生活支援の充実

- 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検討及び検証することを基本とする

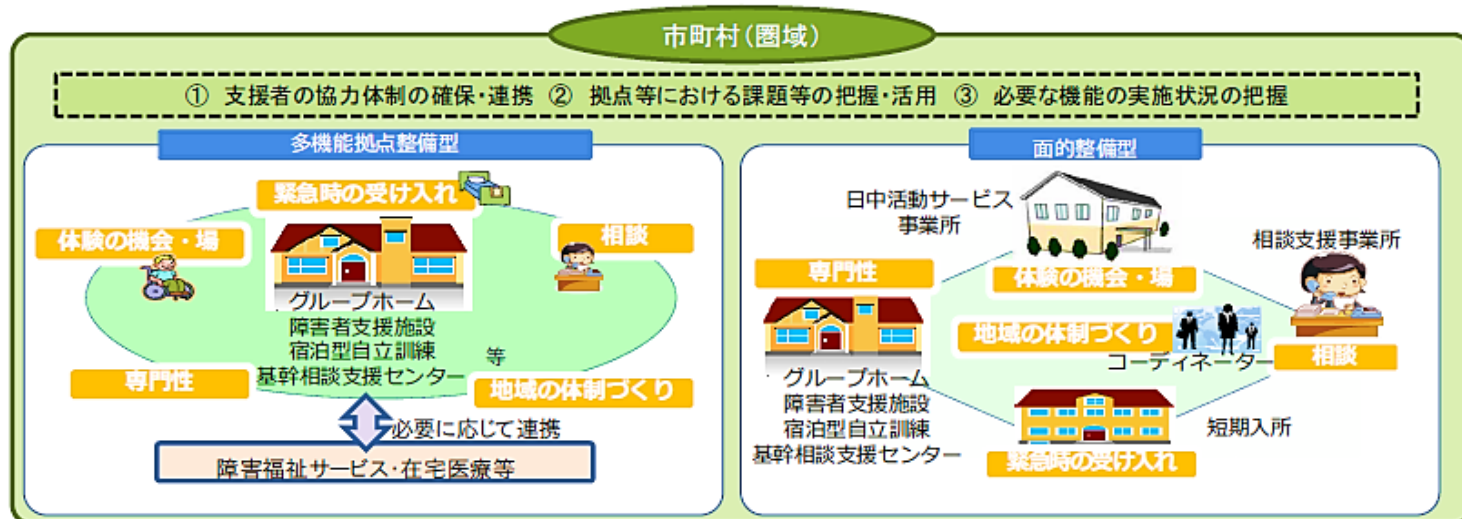
拠点等の4つの機能

機能	内容
相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の 受入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の 機会・場	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の 確保・養成	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

拠点等の整備手法

- 拠点等の機能強化を図るため、地域の実情に応じた整備を行うこととされている

類型	内容
多機能拠点整備型	拠点等の機能の強化を図るため、4つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点の整備
面的整備型	地域における複数の機関が分担して拠点等の機能を担う体制の整備
多機能拠点整備型と面的整備型との併用	多機能拠点整備型と面的整備との併用



拠点等の整備経過について

【整備にあたっての経過】

年度	内容
平成24年度	「暮らしの場あり方検討会」を開催 24時間のサポートと緊急時の支援を短期入所事業等に付加することを検討
平成26年度	「安心コールセンター」事業を実施 3年間の検討事業として実施。電話等により夜間・休日等の介護者の緊急時に短期入所利用にかかるコーディネートを実施
平成28年度	緊急時の受入れ・対応の整備にかかる検討
平成29年度	「緊急時対応事業」を開始 新たに「緊急時の受入れ・対応」機能として、「緊急時対応事業」を開始

- 
- 本市においては、既存の障害福祉サービスや事業を活用しながら、5つの機能を分担し、有機的に連動させることで、障害者の生活を地域全体で支える「面的整備型」として、平成29年度「整備済」としている

拠点等の整備状況について

【政令市の整備状況】

令和5年4月時点

類型		設置数
整備済	多機能拠点整備型	0市
	面的整備型	16市
	多機能拠点整備型と面的整備型との併用	4市
今後整備予定		0市

※ 国整備状況調査より作成

【大阪府内の自治体の整備状況】

令和6年4月時点

類型		設置数
整備済	多機能拠点整備型	2市
	面的整備型	36市
	多機能拠点整備型と面的整備型との併用	3市
今後整備予定		2市

※ 大阪府ホームページより作成

拠点等に関する主な加算について①

- 障害福祉サービス等報酬において、拠点等であることを要件とする加算が創設されている。

	サービス種別	加算名称等	概要
相談	計画相談支援・ 障害児相談支援	機能強化型 基本報酬	「拠点等を構成する相談支援事業所」または「拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会等に定期的に参画する事業所」が機能強化型継続サービス利用支援等の算定要件を満たすことが可能
緊急時の受入れ・対応	計画相談支援・ 障害児相談支援	地域生活 支援拠点等 相談強化加算	拠点等と認定されている相談支援事業所が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所への緊急時の受入れのための調整を行った場合 700単位／回（月4回を限度）
	短期入所	拠点等の場合	拠点等と認定されている短期入所事業所が、サービス提供を行った場合、利用を開始した日について、定める単位に加算 100単位／日 加算（緊急時受入に限らない）
	自立生活援助 地域定着支援 訪問系サービス	拠点等の場合	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合 +50単位/日（訪問系サービス） +50単位/日（訪問系サービス以外）

拠点等に関する主な加算について②

- 障害福祉サービス等報酬において、拠点等であることを要件とする加算が創設されている。

	サービス種別	加算名称等	概要
体制づくり 地域の	計画相談支援・ 障害児相談支援	地域体制強化 共同支援加算	拠点等と認定されている相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同で実施し、地域課題を整理し、自立支援協議会に報告した場合 2,000単位／月（月1回を限度）

拠点等に関する主な加算について③

- 令和6年度の報酬改定において、地域生活支援拠点等の報酬が創設。

	サービス種別	加算名称等	概要
相談・ネットワーク	計画相談支援・ 障害児相談支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化 加算	① 左記すべての事業を一体的に運営し、地域生活支援拠点等に位置付けられた事業者等において、コーディネーターを常勤で1名以上配置されている場合。 ② 左記事業に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営され、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合において、コーディネーターを常勤で1名以上配置されている場合。 500単位／月（コーディネーター1人あたり100回まで）
緊急時の受入れ・対応	生活介護 自立訓練 就労系サービス	緊急時受入加算	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合。 100単位／日
見直し	地域生活支援拠点等に係る事業	拠点等の場合	地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

拠点等の機能に関する取組内容と課題①

機能	主な取組内容	主な課題
相談	基幹相談支援センター ・すべての障害のある人やその家族の相談窓口である基幹相談支援センターを各区役所内に設置。 ・地域での暮らしの相談を実施。また、サービス利用のない方などへの支援、相談支援事業所への助言等実施。 ・各基幹相談支援センターに、地域移行コーディネーターを設置し、地域移行体制整備事業を実施。 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ・障害者総合支援法上の障害福祉サービス	拠点等の機能による支援が必要となる障害者の把握 ・拠点等における「相談」及び「緊急時の受入れ・対応」を行うにあたって、医療的ケアを必要とする人、行動障害を有する人、障害福祉サービスにつながっていない人など、緊急時において、障害福祉サービスでは対応が難しく、拠点等の機能による支援が必要な人の事前把握 拠点コーディネーターの配置 ・拠点等が期待される機能を果たすため、その中心的な役割を担うコーディネーター（拠点コーディネーター）を、主に基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置することが求められている 緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備 ・現在、拠点等の機能を担う事業所は、基幹相談支援センターのみと位置付けている ・拠点等（面的整備）の機能を充実・強化していくため、相談支援事業所が担う役割等を整理のうえ、緊急時や休日・夜間などの相談に応えられる体制の整備が必要

拠点等の機能に関する取組内容と課題②

機能	主な取組内容	主な課題
緊急時の 受入れ・ 対応	緊急時対応事業【平成29年度～令和6年度】 ・介護者の緊急時に介護が受けられなくなる障害者を対象に、事前に希望する短期入所事業所へ登録を行い、受入れにかかるコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を実施 緊急時かけつけ事業【令和7年度～】 ・障害者児の緊急時に自宅等にかかけつけ、短期入所事業所等へ移送。緊急対応後も支援が必要な場合は、継続した相談支援を実施。	緊急時かけつけ事業の運用 ・令和6年度までの緊急時対応事業と比較して、事前登録がなくても短期入所の支給決定を受けていれば利用可能。日頃からの短期入所の利用の推進とかけつけ事業所の増加に取り組む。
	障害者（児）短期入所緊急利用【～令和4年度】 ・介護者の入院等緊急事由により一時的に障害者（児）の介護ができない場合、緊急時に利用できるベッドを確保 拠点等を担う短期入所事業所の認定【令和5年度～】 ・介護者の急病等により障害者（児）が在宅で介護を受けることができない状況等において、当該事業所での利用実績の有無に関わらず、休日夜間の受入れができる体制を整備	地域生活支援拠点等としての事業展開 ・令和5年度に4事業所を地域生活支援拠点等として認定し、令和7年度は2事業所を増設したが、実績や稼働状況を検証し、より効果的に事業展開していく必要がある。

拠点等の機能に関する取組内容と課題③

機能	主な取組内容	主な課題
体験の 機会・場	障害者（児）自立生活訓練事業 ・空き部屋などを利用した宿泊体験を通じて、将来の自立生活につながる訓練（きっかけ作り）を行い、次の段階の支援につながるための事業 障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業） ・単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活に必要なとなる支援や環境等について、アセスメントを実施する事業 グループホーム体験利用・短期入所利用 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ・障害者総合支援法上の障害福祉サービス	各事業の周知・啓発 ・障害者（児）自立生活訓練事業の利用実績は、令和4年度が1人、令和5年度が7人、令和6年度が5人となっている ・障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）の利用実績は、令和4年度が5人、令和5年度が1人、令和6年度が2人となっている ・両事業は利用人数が低調となっており、必要な人が事業を活用できるよう、支援機関等への周知・啓発が必要である 事業の見直し ・物価高騰や不動産事業の状況変化により、ウィークリーマンション等の確保が困難になっていることから、事業内容や金額の見直しが必要 ・地域相談支援の体験宿泊が低調であるため、制度利用促進のための方策が必要。

拠点等の機能に関する取組内容と課題④

機能	主な取組内容	主な課題
専門的 人材の 確保・養成	相談支援強化事業 ・弁護士・司法書士などの専門家の派遣を行う専門家相談の実施 ・そのほかにも、相談支援事業所の人材育成にかかる研修等（※）を実施 （※）研修等 ・ 新任相談支援専門員向け連続勉強会（相談支援サポート事業）の実施 ・ 各区の基幹相談支援センターにて相談支援従事者初任研修及び現任研修のインターバル期間の実習の受入 ・ 相談支援従事者現任研修においては、本市独自の取組として、主任相談支援専門員の協力のもと、「現任研インターバル①勉強会」「初任研インターバル②相談会」の開催	地域の人材育成に向けた仕組みづくり ・主任相談支援専門員をはじめとした専門的人材の活用による地域としての人材育成を推進する仕組みづくり。 行動障害を有する人への専門的な支援体制の構築と人材の確保・養成 ・強度行動障害支援部会を設置 ・堺市強度行動障害支援体制整備事業を開始するが、その事業を効果的に実施するため、部会の適切な運用が必要。 ・国の実施する中核的人材養成研修に堺市として推薦し、強度行動障害支援体制整備事業と連携した広域的支援人材の活用による地域の支援力向上をすすめる。

拠点等の充実・強化に向けて

【第7期障害福祉計画】（拠点等に関連する内容）

3 地域生活支援の充実

項目	大阪府の考え方	直近の実績	令和 8（2026）年度 目標値
地域生活支援 拠点等の機能の 充実	令和 8（2026）年度末 までに、各市町村において 地域生活支援拠点等の 機能の充実のため、コー ディネーターの配置、地域生 活支援拠点等の機能を担 う障害福祉サービス事業 者等の担当者の配置、支 援ネットワークなどによる効 果的な支援体制及び緊 急時の連絡体制の構築 年 1 回以上、支援の実績 等をふまえ運用状況の検 証・検討	面的整備による 整備済 平成 29（2017）年度 整備 地域生活支援拠点 等における コーディネーター 未設置 令和 4（2022）年度末 時点 運用状況は 年 1 回検証・検討	令和 8（2026）年度 末までに、コーディネータ ーの配置の必要性を含 め、機能について検証・ 検討し、効果的な支援 体制及び緊急時の連 絡体制の構築 検討方法も含め、年 1 回以上の検証

拠点等の機能の充実における主な課題

- ・ 拠点等による支援が必要となる障害者の把握
- ・ 拠点等の機能の中心的な役割を担う
コーディネーターの配置
- ・ 緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備

評価・検討方法及び評価・検討の場の再整理

「第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」から抜粋

「地域生活支援拠点等コーディネーター好事例集」より抜粋
 2024 年 5 月
 令和 5 年度 厚生労働科学研究補助金
 地域生活支援拠点等コーディネーターの連携・協働好事例調査

千葉県千葉市

緊急を緊急にしないための体制づくり 予防的体験の促進

多機能拠点整備型＋面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：978,064 人(令和 5 年 4 月 1 日現在)

身体障害者手帳所持者 30,682 人/療育手帳 8,011 人/精神保健福祉手帳所持者 11,568 人
 指定特定相談支援事業の計画作成率 87.4%

【地域生活支援拠点の経過】

○空所確保型の限界

・平成 29 年度から設置された地域生活支援拠点では、年間 2 床分の空床確保型で緊急対応していたが、順調にいかず、事前の顔合わせの必要性、利用者の状態像を理由に受け入れを断られることが多かった。

・特に強度行動障害など行動の激しい方を受け入れることが困難であり、このような課題を受け、令和元年度に地域自立支援協議会において地域生活支援拠点の見直しにかかる作業部会を設置、検討を行い、令和 2 年 3 月に「千葉市における地域生活支援拠点の見直しについての提言」がまとめられた。

・同提言では、「障害者の特性はさまざまであることから、市内の全ての障害者に対して、2～3 の少数の法人で拠点の 5 つの機能の役割の大部分を担うことは困難である。また、障害者のなかには、支援者との信頼関係を築くのに長い時間を要する方も多いためと考えられ、新しい生活環境や支援者で対応するよりもなるべく普段の慣れた生活環境や支援者による支援体制を崩さずに支援していくことが利用者にとって望ましい」とした。

・このため、「すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークを強化し、市としてのガイドラインを明示することで各機関の役割分担を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備していくことが重要である」と方向性を示した。

【地域生活支援拠点の整備状況】

○区単位での地域生活支援拠点コーディネーターの配置

・令和 4 年度から地域生活支援拠点と障害者基幹相談支援センターを統合し、区単位で基幹相談支援センターに地域生活支援拠点コーディネーターを配置、すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークの強化、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に市としてのガイドラインを明示、各機関の役割分担を行う方向に転じ、緊急時においてもできるだけ利用者の日常を壊さないような対応を原則とした。

- ・指定特定相談支援事業所が付いていれば予め緊急時のプランを立てておくことや、サービスの利用が無い場合は、委託相談支援事業、基幹相談支援センターの拠点コーディネーターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立に繋げる方向とした。

【緊急にしないための平常時の支援】

○予防に向けた体験の促進

＜相談支援専門員への働きかけ＞

- ・人口 100 万人規模の自治体であるが、障害者手帳所持者が福祉サービスを利用している場合、約 9 割に相談支援専門員が担当として付いている。その特徴を生かし、相談支援専門員が担当している利用者の中長期支援を考え、緊急時の対応を本人、家族と予め相談するよう促している。

- ・毎月の相談支援専門員を集めた意見交換会の場でも、とにかく“緊急を緊急事態にしないように”と準備を促すことを伝えている。

- ・予防が大事であり、予防には体験が必要だと考えている。緊急にしないためにも短期入所等の体験利用についても働きかけている。そして普段のアセスメントも大切であることを伝え、複合的な課題を抱える事例については、相談支援専門員のバックアップをしている。

＜福祉サービスを利用していない当事者への働きかけ＞

- ・障害者手帳所持者で福祉サービスを現在利用していない人、就労中の方などは、相談支援に繋がっていない方も多く、地域生活支援拠点の勉強会を開催し、相談支援との繋がりや先を見据えた体験利用は促している。

- ・親の会や障害者就業・生活支援センターの勉強会では、親が高齢になり、急にグループホーム入るのではなく、まずは「相談支援につながりましょう」と伝え、説明の場で、基幹相談支援センターへ電話をする練習を組み込むなど、実践的な取り組みも行っている。こうした取組みを経て、グループホームへの体験利用につながった事例が多数みられている。

○予防的支援のための周知広報活動

- ・当事者や事業所に向け、緊急であっても普段から関わりのある事業所やつながりがあれば、緊急時に対応できる、そのために動画を作成して周知している。動画では、地域生活支援拠点は、緊急時の預かりではなく、緊急にしないための体制づくりであることを伝えている。

- ・動画では、「緊急を緊急にしない」、「ワンチーム千葉市」、「緊急にしない体制づくり」と呼び掛け、予防的な支援の働きかけ、予防的に体験しておこうということをキャンペーンしている。

○拠点メーリングリスト

- ・相談支援専門員を通じて、グループホーム等の空き資源の情報収集と体験のお願いを行っている。拠点のメーリングリストは、6区基幹相談支援センターでシェアし、送信することができる。地域生活支援拠点として登録している事業所も入っており、居住系が中心である。
- ・このメーリングリストには医療型短期入所施設も登録しており、医療や身体障害のある方へ対応力のある登録事業所が多いことが特徴的である。

拠点MLについて

@googlegroups.com

上記アドレスより、6区基幹相談のアドレスからML宛に送る事ができます。

緊急での入居を探すような方がいた場合や、体験・短期入所を希望するような方がいた時にこちらに書き込む予定です。

書き方例

40代区分5の知的障害の男性の方が、急遽緊急預かり先を探しています。受け入れの余力がある事業所は、こちらの電話番号 〇〇〇-〇〇〇の担当を〇〇まで連絡をください。

※必ず入力！！

こちらのQRからもメールを送る事が出来ます！



【緊急時における受入れ対応】

○緊急一時保護

- ・緊急時が発生した場合、基幹相談支援センターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立や相談支援専門員が付いている場合は、バックアップをし「支援者みんなでやる」姿勢で対応している。
- ・重度の障害のある方以外は、拠点メーリングリストで地域生活支援拠点に登録している事業所等に依頼している。可能な限り在宅での調整をするが、困難な場合がある。重度の障害のある方の緊急預かりを想定して、いくつかの事業所で万一は受けられるようにチームを組んでいる。
- ・例えば入所施設、拠点登録している療養介護病床のある病院、児童の短期入所事業所、精神科病院などと連携している。支給決定のない自立している人はシェルターや生活保護担当課がもっている一時保護施設のどれかで対応している。医療的ケア児者は医療型短期入所施設で受け入れている。

○障害担当課も把握していない方への課題

- ・障害福祉関係機関からではなく、民生委員や地域包括支援センター、学校や警察、医療機関等、近接領域からの相談依頼が圧倒的に多い状況がある。特に行政に情報がない人、相談支援専門員が付いていない方について、介護者の緊急時に本人情報がなく対応に苦慮する現状がある。

【実態調査を通じた相談支援専門員との連携、市への働きかけ】

○医療的ケア児者、強度行動障害のある方の把握

- ・医療的ケア児者等の実態調査では、介護者の緊急時に支援が望めるかどうかということと、支援が望めない人は念のため基幹相談支援センターに情報提供しますかというチェッ

ク欄を用意している。そこにチェックした方については、市から基幹相談支援センターに情報提供が行われる仕組みとなっている。市町村としては、個人情報勝手に漏らすわけにはいかず、同意をもらった方に関して、拠点コーディネーターに情報提供を行う形となっている。

- ・相談支援専門員が付いているケースがほとんどだが、情報提供により、相談支援専門員を通じて把握、情報共有が可能となり、拠点コーディネーターが動きやすくなっている。

- ・実態調査は、自立支援協議会で基幹相談支援センターや地域生活支援拠点を担う事業所などの現場の人たちから、この方たちのサービスが足りないから調査してくださいという働き掛けを市に対して行うことによって実現している。

- ・現在、強度行動障害の在宅の方たちに同様の調査の予定であり、チェック項目に同意欄を付ける予定である。強度行動障害の人たちの情報が共有できる仕組みを作っていく予定である。

【今後の地域生活支援拠点の発展と課題】

○中長期的な視点

- ・人口規模も多く、新規相談者の緊急対応に追われると、分野別あるいは課題別の集まりを開催するに留まり、5年後といった中長期的を見据えた支援を行うことが難しい現状がある。拠点コーディネーターは関係機関のネットワークを作り、中長期を見据えた対応することが求められているのではないかと考えている。

○体験を促進するための制度の課題

- ・現在就労しているなど障害福祉サービス受給者証を持っていない人たちが、体験のためだけに受給者証を取るとなるとハードルが高くなる。訓練等給付（共同生活援助）の区分認定が必要。支給決定の調整も体験利用の場合もしている。

- ・支給決定基準は基本的に国の事務処理要領に基づいているところだが、国の事務処理要領に、『ただし体験入所の場合は共同生活援助であっても区分認定が要らない』などと記載することはできないだろうか。本来、訓練等給付は支給決定区分が要らないはずだが、共同生活援助だけ要ることになっている。区分認定は審査会を経るなどの手続きが必要になるため、体験の同意を得ても動機づけが維持できなくなる一要因となっている。

鹿児島県鹿児島市

連携協定法人と関係機関で構築する 24 時間 365 日の安心

多機能拠点整備型+面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：596,245 人(令和 5 年 4 月 1 日現在)

身体障害者手帳所持者 29,031 人/療育手帳 6,574 人/精神保健福祉手帳所持者 7,548 人

指定特定相談支援事業の計画作成率 94.9%

【地域生活支援拠点の経過】

・鹿児島市障害福祉計画第 4 期計画にて国の基本指針及び第 3 期計画の実績と実情を踏まえ、平成 29 年度末までに「地域生活支援拠点を一つ以上整備すること」を目標値として定めた。検討にあたっては、自立支援協議会の中に、地域生活支援拠点整備に向けた検討部会を立ち上げ、地域生活支援拠点の運用や機能、体制整備のプロセスのイメージを関係機関と協議することから始めた。

・地域生活支援拠点については、平成 24 年度に設置した鹿児島市障害者基幹相談支援センターの相談機能と連動する仕組みとし、多機能拠点整備型面的整備モデルとして設置した。

・地域生活支援拠点に係る運用等の課題には、自立支援協議会の地域生活支援拠点部会で協議するなど、行政や市内の法人とパートナーシップを図っている。平成 29 年 10 月の開始当初は 7 法人と協力協定を締結。基幹相談支援センターの運営協議会を構成する市内の 60 法人のうち、現在、18 法人と連携協定を締結している。(2024 年 4 月現在)

【地域生活支援拠点の整備状況】

○多機能拠点型面的整備モデル[鹿児島市モデル]

・国の地域生活支援事業を活用し、平成 29 年度から地域生活支援拠点事業としてスタートした。多機能拠点として「地域生活支援拠点ゆうかり」を設置。緊急時の相談及び対応先として、安心コールセンターを設置した(24 時間、365 日対応)。緊急時の受け入れ先としてグループホームに併設した短期入所 4 床(うち 1 床を空床補償)を確保している。

・多機能拠点型面的整備モデルでは、地域生活支援拠点の運営に市内にある複数の法人が連携協定法人として協力し、多機能拠点である「地域生活支援拠点ゆうかり」に設置した安心コールセンターの夜間の宿直業務、緊急時受け入れで空きがない場合等、8 つの連携施設に依頼し受け入れる体制を整備している。

・連携協定法人は、それぞれの事業所で緊急一時保護等の受け入れを担う他、拠点の宿直業務に輪番で入る。連携協定法人は地域生活支援拠点の設置年度から年々増えており、その背景には令和 3 年度の報酬改定の影響も大きいと考えられる。

・常時、緊急一時保護があるわけではないので、その枠を使った独自の体験の受け入れについてのルールを整理したうえで、令和 5 年度から始めている。例えば、精神科病院で長期入

院になっている場合、鹿児島市内の地域活動支援センターが地域相談の中で、地域移行定着で宿泊体験の委託契約を独自で結ぶ動きがあり、それらも活用しながら、体験の場に取り組んでいる。

(参考)

【基幹相談支援センターの運営】

・平成 24 年設置された基幹相談支援センターには、センター長以下 5 名の相談員が在籍しているが、共同事業団方式として市内 5 法人からの出向体制で数年毎に入れ替わる体制となっており、こうした市内の法人同士の連携や協力体制が多機能拠点型面的整備の礎になっている。

【緊急時における受入れの対応】

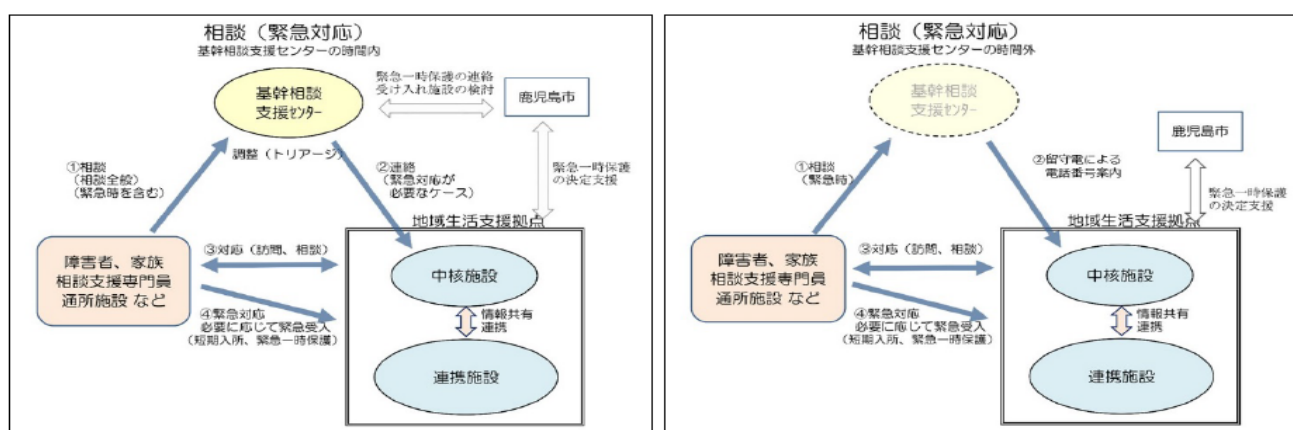
○安心コールセンターの特徴[24 時間 365 日の体制]

・緊急時の連絡先は基幹相談支援センターとし、10 時から 18 時は基幹相談支援センターが対応し、それ以外の時間帯は地域生活支援拠点の連絡先の番号が流れる仕組みとなっている。電話相談は「地域生活支援拠点ゆうかり」に併設したグループホーム職員が第一報を受け、宿直者が対応する仕組みとなっている。

・緊急時の相談支援対応は事前登録制ではないが、基幹相談支援センターに情報を集約して、必要時に情報をお互いに確認できる連絡体制を構築している。

・24 時間 365 日、基幹相談支援センターの相談員、連携協定法人の相談支援専門員や管理者クラスが持ち回りで宿直対応（1 名）し、地域の各法人と協力体制にて相談体制を維持・継続している。

・日中の時間帯だけでなく、夜間の緊急時対応など宿直者一人で判断に迷う際には、市、地域生活支援拠点コーディネーター、基幹相談支援センター、保健所、その他地域の関係機関と必要に応じ連絡を取れる体制となっている。



緊急時の対応：基幹相談支援センター開所時間内（左）と時間外（右）

・「地域生活支援拠点ゆうかり」での緊急一時保護（空床補償）の実績については、令和 2 年度～4 年度は、いずれも 6 人（実人数）となっている。なお、短期入所に対応する場合もある。

【地域生活の維持・継続に向けた連携体制の構築】

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等で受けた緊急相談（緊急一時の可能性が見込まれる）事例は、タイムリーに基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・行政機関で情報共有できる連絡体制を構築している。

○地域生活支援拠点と基幹相談支援センター、行政機関との連携、情報共有

- ・緊急一時後の対応も地域生活支援拠点、基幹相談支援センターが連携して対応している。
- ・円滑な情報共有のため、相談受付票は地域生活支援拠点と基幹相談支援センターで同じ様式を利用している。
- ・緊急相談につながる可能性が高いケースでは、行政機関や基幹相談支援センターの担当者から、地域生活支援拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点の宿直者へ事前の情報提供がある。
- ・自立支援協議会定例会の事務局会議及び相談支援部会（定例会）にて緊急対応の可能性のあるケースを共有するなど、協力関係を構築している。

○連携協定法人との情報の共有

- ・地域生活支援拠点コーディネーターと宿直者で毎朝の引継ぎを行い、ケース対応の共有を行っている。
- ・宿直ファイルがあり、これまで対応した事例の蓄積が可能で、緊急相談のケース事例や対応の共有により、受入れの際の判断基準のばらつきを防いでいる。
- ・宿直者の宿泊場所が同じであることのメリットをいかし、宿直対応者同士の記録、対応、アセスメント、ノウハウを共有することが人材育成機能の拡大につながっている。
- ・拠点法人ミーティングを月に 1 回開催し、多機能拠点である「地域生活支援拠点ゆうかり」と連携施設との情報共有を行い、緊急一時保護になりそうな事例を予め共有している。

【地域生活支援拠点に寄せる期待～鹿児島市モデルの課題とこれから～】

- ・地域生活支援拠点は、一法人の取り組みでは成り立たないため、多機能拠点整備型をベースに面的にもネットワークを広げていく。
- ・宿直一人体制と「緊急」の判断による困難さがある。
- ・行政機関と基幹相談支援センターとの密接な連携を中心に、地域の事業所（相談を含む各障害福祉サービス事業所）との協働が必須であり課題と言える。

東京都八王子市

専門性に特化したコーディネーターを複数配置 基幹設置を準備

面的整備型/拠点等コーディネーター配置済

人口：561,034 人(令和 5 年 4 月 1 日現在)

身体障害者手帳所持者 15,564 人/療育手帳 5,068 人/精神保健福祉手帳所持者 6,986 人

指定特定相談支援事業の計画作成率 50.9%/基幹相談支援センター未設置

【地域生活支援拠点発展の整備状況】

・令和 28 年度より 5 つの障害者相談支援事業所に地域生活支援拠点の生活支援員を配置し相談対応を委託、緊急時対応のリスクの福祉サービスに繋がりのない人へのアウトリーチ支援を開始、面的整備で進めていたが、生活支援員に相談対応や継続ケースが蓄積、滞留してしまう現状があった。

・令和 3 年度より市内全体での面的整備取り組みの促進を検討。令和 7 年の基幹相談支援センターの設置に向けて、地域生活支援拠点も含めた地域の資源を生かした相談支援体制の構築を目指した。

【コーディネーター設置の特徴的な取り組み】

○役割に応じたコーディネーターの配置

・地域課題に特化したコーディネーターを設置し、地域支援体制の構築やスーパーバイズを目的に、八王子市地域生活支援コーディネーターを配置。包括的コーディネーター、緊急一時コーディネーター、相談人材育成コーディネーター、強度行動障害コーディネーターの 4 つを配置し、基幹相談支援センターが未設置のため、5 つの障害者相談支援事業所に委託。それぞれの事業所の強み、特徴を活かす形で設置している。

コーディネーター名	役割
包括的コーディネーター	基幹相談支援センター設置を含めた包括的支援体制整備
緊急一時コーディネーター	緊急時の受入れ先の確保
相談人材育成コーディネーター	地域の受け皿づくりのため相談支援専門員を核としての人材育成、ヘルパー事業所、グループホーム等の支援力の向上
強度行動障害コーディネーター	強度行動障害に対応している支援者へのスーパーバイズ

○コーディネーター同士の連携、協働

- ・それぞれのコーディネーターが、自身の業務だけでなく、他機関連携や社会資源の確保を意識し、活動している。八王子市内は事業所数が多く、ケースを通じ事業所同士を繋ぎながら、連携を促進し、面的整備を進めている。
- ・コーディネーターの情報共有として空室情報等を、SNS、サイボウズ、Slack など ICT を活用し、情報共有している。
- ・コーディネーターが在宅の障がい者を入所や入院をさせない予防的支援への意識が高く、結果的に地域移行のための地域の受け皿づくりに繋がっている。

○障害者相談支援事業所との連携

- ・緊急一時支援体制のモデル事業を実施し、緊急時あるいは体験利用はまずは市町村相談支援事業で相談を受け、利用につなげている。

【面的整備を促進するための事業所への働きかけ】

○八王子市地域生活支援拠点協力事業所制度

- ・令和 3 年度より面的整備を促進するため、地域生活支援拠点コーディネーターやその他の地域生活支援拠点協力事業所等と連携を図り支援を行い、5つの地域生活支援拠点機能のうち協力できる機能について協力事業所として登録制度。地域生活支援拠点加算を活用している。
- ・ホームページでも PR 動画を作成し、それぞれのコーディネーターが事業所へ訪問拠点の趣旨を説明し、協力依頼をしている。
- ・現在は 15 事業所が登録、リネン業者や民間救急業者等、障害福祉サービス事業所以外の登録があることも特徴的である。
- ・令和 3 年度以前は、障害者相談支援事業所や地域生活支援拠点事業所の生活支援員にケースが滞留していたが、協力事業所制度ができたことで、ケースの繋ぎ先が増えている。
- ・コーディネーターだけでなく、空室情報等をサイボウズ、Slack など ICT を活用し、拠点協力事業所等とも情報共有している。

○体験、緊急の場の確保

- ・地域生活支援コーディネーター配置事業所の運営法人が独自事業として、グループホームの空き室などを活用し、受入れに協力している。その他地域で協力を得られた民家も活用している。
- ・虐待対応については、市内 4 事業所の入所施設、グループホーム（身体 1、知的 2、精神 1）に空所がある場合、虐待対応時に利用できるための協定を結んでいる。

【強度行動障害コーディネーターによる個別支援会議】

- ・強度行動障害のある方で支援の困難性、緊急のリスクの高い方を対象に実際に支援している事業所の個別支援の担当者だけでなく、強度行動障害コーディネーター、相談支援事業所、

病院ワーカー、拠点協力事業者等をオブザーバーとして参加を促し、事例を共有するといった予防的な取り組みを行っており、地域資源を巻き込みながら、地域全体で支えていく仕組みづくりを行っている。この取り組みが他の強度行動障害のある方への支援にも普及している。

・さら精神科病院に入院中の知的障害、行動障害のある方のカンファレンスにも参加し、事例を通じ医療と連携体制づくりも進めている。

令和5年度施行 八王子市地域生活支援拠点事業（等）

（１）「Ⅰ 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、機能ごとに５か所の地域生活支援拠点事業所と連携して支援を提供する事業所で、以下の（１）（２）に準じる事業所のことである。

（２）八王子市地域生活支援拠点コーディネーター

「Ⅰ 地域生活支援拠点（等）とは」に示した目的を達成するため、障害分野ごとに特化したコーディネーターを設置し、地域支援体制の構築やスーパーバイズを行う。

- 障害者相談支援センター びあらいふ （包括的Co）
- 障害者生活支援センター サポート南多摩 （包括的Co）
- 相談支援センター 待夢 （緊急一時Co）
- ◆マインドはちおうじ相談支援センター （相談人材育成Co）
- ◆まちぼの相談室 （強度行動障害Co）

（３）八王子市地域生活支援拠点協力事業所（拠点加算対象）

「Ⅰ 地域生活支援拠点（等）とは」に示した目的を達成するため、地域生活支援拠点事業所（委託）や地域生活支援拠点コーディネーターやその他地域生活支援拠点協力事業所等と連携を取り、各サービスの規定に則り、支援を行う。

【地域生活の移行支援】

○自立支援協議会との連携

・自立支援協議会の地域移行部会、地域生活継続部会では、地域移行にかかる病院、受入れ先との課題を把握し、圏域内にある精神科病院へアンケートの送付している。

・八王子市内は事業所数が多く、グループホーム連絡会、日中活動連絡会等を設置、互いの事業内容の理解を深め、協力関係を作りながら、あらゆる障がいのある方に対し、支援できる地域づくりを行っている。

○東京都事業との連携

<地域生活支援拠点事業所２カ所によるピアサポーターによる病院訪問>

・東京都グループホーム型ショートステイ事業があり、主に精神障害のある方の地域移行のためのグループホームでの体験事業で八王子市内の病院が運営している。こちらの病院へピアサポーターが退院の動機付け支援として訪問している。

兵庫県西宮市

体験室機能を用いた「本人中心支援」の構築

面的整備型/拠点等コーディネーター未配置／人口：483,559人(令和5年4月1日現在)
身体障害者手帳所持者 15,304人/療育手帳 4,743人/精神保健福祉手帳所持者 4,306人
指定特定相談支援事業の計画作成率 61.7%

【地域生活の移行支援】

○地域移行コーディネーター配置時代の取り組み

・以前、西宮市独自で地域移行コーディネーターを3年間置いていたことがある。自立支援協議会でみんなで話しあい、特別に市が配置したものである。施設の中ではなく相談支援の側にコーディネーターが1人付いたが、あまり効果なかった。障害者総合支援法になって基幹相談支援センターができるちょっと前に終了となった。

・コーディネーターを配置したらそれではよいのではなく、それが機能するような組織にする必要がある。そうでないとコーディネーターが孤立してしまう。基幹型相談支援センターができる以前で、その頃は地域資源も潤沢でなく、地域生活体験室もなく孤立し廃止となった経過がある。

○地域生活体験室を使った地域移行

・地域生活体験室の利用調整は、基幹型相談支援センターの相談支援専門員と地域共生館の管理部門（いずれも西宮市社会福祉協議会）で行っている。

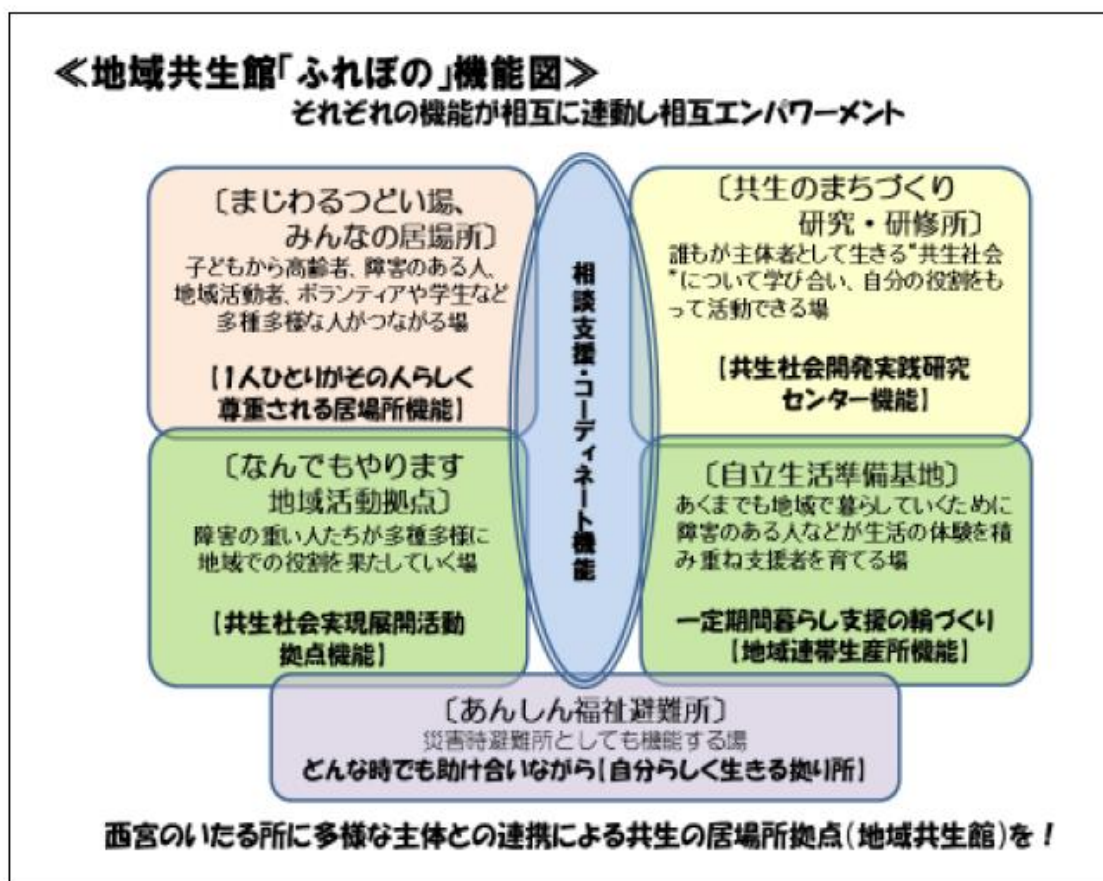
・障害の区分は関係なく、精神障害の方も重度心身障害の方も、ありとあらゆる人が地域で生活するための準備基地として宿泊できる部屋が2室ある。この場所は、総合相談の窓口として機能し、自立プログラムを立てるための出発点となっている。入所施設、病院、グループホームから来る方や、虐待などの理由で家庭から来る方もいる。家賃は生活保護の範囲内で、一定期間滞在した後に住む場所を探すことを目指しているが、さまざまな使い方をしている。

・3か月を基本に一定期間の滞在、延長することもある。8年間で約90の方が利用している。最初は利用がない日もあったが、今は待機が多く、状況から優先順位をつけていくのが難しいという課題がある。

・社会福祉協議会は「物わがりの良い家主」として住む場所を用意し、総合相談を窓口从这里本人中心の支援を形成するという「本人中心支援計画の原則」を貫いている。

・地域生活支援体験室利用がすでに「地域移行である」ととらえ、「本人の自立生活力がない」、「仕組みができない」からと支援者が判断するのではなく、本人の暮らしは本人がつくるのであって、地域生活支援体験室は「その人がその人らしく生きる生活支援の輪を形成する」場であり、「支援者の訓練場所」というのが基本的な考え方になっている。

・強度行動障害のある方等、対応できる可能性のある重度訪問介護、行動援護、事業所などを集め、本人を知っている施設職員、地域療育等支援事業担当者などと個別支援チームを形成し、特性把握できる専門職もどんどん加わりながら支援のポイントなどを皆で学びながら移行を進めていっている。



○単身生活を重度訪問介護で支援

・重度の知的障害で強度行動障害のある方が重度訪問介護を利用して一人暮らしをしている。一部の人々、特に医療的ケアや強度行動障害を抱える人々にとって、本人中心のアプローチがとても大切である。グループホームや施設でも十分なサポートを受けられないことがあるため、家を借りて、一人暮らしをしている例も多くある。

・物件の確保については、市内に一人暮らししている障害者が多く、不動産業者も理解しており、例えば大きな発声のある人は角部屋にしてくれるなどの配慮してくれることが多い。

○長期入院者の聞き取り調査

・市の単独事業として、保健所や委託を受けた事業所が精神科病院の長期入院者の退院支援に関して、以前に聞き取り調査をしたことがあり、精神の推進事業と基幹相談支援センターと地域自立支援協議会の中で連携している。

【緊急にしないための平常時の支援】

○緊急は一人ひとり違う

・備えていても何かは起きるが、そこまで大事にならないような工夫というのは日々の中でできるのではないかな。普段からつながっている人だったら、ご本人と話をしながら、地域の生活が続けられるように探してやりくりしていく。「緊急」は一人ひとり違うので、一つの決まったものがあっても対応できるわけではない。

・緊急時、「誰が担当するのか」というよりも、皆で助け合いながら解決しようとする姿勢が大切である。特に、本人が自らのニーズや希望を表明し、支援者がそれに対応することが重要である。この過程で、支援者も本人の意志や能力をより深く理解することができる。

・制度や仕組みよりも、本人に寄り添った支援が成り立っていることが重要であり、制度や仕組みだけでは不安が解消されない場合もある。そのため、支援者の役割は単なる制度の運用だけでなく、本人のニーズや個性に寄り添いながら、適切な支援を提供することこそ重要である。

【西宮市の特徴（本人中心支援）】

・西宮市の場合、基幹型相談支援センターの相談支援専門員と生活支援コーディネーターの両方を社会福祉協議会が複合的に管轄しているため、より地域に密着した対応が可能となっている。役割分担よりも柔軟な対応が重視されており、何より「本人中心」を貫いている。

共生のまちづくりの発信起点として

